木村常陸介(重茲)とその伝説

奥 田 尚

はじめに

下層民であった。吉房は、 乗った由 ものを借用したものである。ただし、秀吉が木下姓を名 乗る前は、木下姓であり、この木下姓は秀吉が名乗った の養子となって、獲得した姓である。吉房は三好姓を名 あるが、この吉房の三好姓は、秀次が三好康長 白」つまり「太閤」となった。秀次の実父は三好吉房で 天正一九年(一五九一)一二月二八日に関白に任ぜられ れ、秀吉に切腹を命じられた人物である。豊臣秀次は、 (『公卿補任』)、その直前に秀吉は関白を辞任し、「前関 木村常陸介 緒は不明であり、 (重茲) は、 秀吉の姉と結婚し、秀吉が木 吉房は秀吉と同じく無姓の最 関白豊臣秀次の重臣と見なさ (笑岩)

ることはほとんど不可能である。

は、 あり、 と自体が、当該時代では無意味で、それだけにそれを知 時代である。したがって、ある人物の出自を云々するこ の結果であり、それがようやく統一に向かうのが秀吉の に当時注目を集めた人物でさえ、その誕生事情が不明で 号の拙稿「秀吉の生誕と幼少期の追検証」)。秀吉のよう みても、その実態は不明といわざるを得ない(本年報五 の誕生の事情については、各種の史料を相互に参照して 下姓となるとともに、木下姓を名乗ったようである。 いう百年以上も続いた大混乱は、社会各層の激しい興亡 一部を除けば、その出自はよくわからない。 秀次の母は上に述べたように、秀吉の姉である。秀吉 足利家とか土岐家とかといった伝統的な氏族のごく 秀吉の姉をふくめてこの時代前後の人物について 戦国時代と

九男義経の母は同史料に、七男全正・八男円成と同じくれ男義経の母は同史料に、「遠江国池田宿遊女」とありの範頼の母も、『同』には、「徳本」は京都と大阪の境界の淀あると記されている。「橋本」は京都と大阪の境界の淀あると記されている。「橋本」は京都と大阪の境界の淀あると記されている。「橋本」は京都と大阪の境界の淀の範囲の場合で、ここには多くの遊女がいた。義朝のも、同じように社会各層の興亡の激しかった平氏政権期で同じように社会各層の興亡の激しかった平氏政権期で

から考えれば、 九条院雑仕常盤」とある。 広い意味では一種の「遊女」である。 特段の血統や身分を要せず、『平治物語 清水寺に属した芸能集団の出身とも考え 雑仕は低い身分の雑用係で の記述

社会各層の大混乱の中にあって、既成の特権的階層に

会のあらゆる階層に新たに誕生・発展したと考えてよい。 芸・売春集団は、 初期の社会的混乱以上の混乱であったから、こうした遊 るをえなかった。戦国期の大混乱は、平氏政権から鎌倉 勃興する階層を対象に、 属しながら没落する、芸能の才能を持つ女性は、新たに 特権階級の没落を想定しなくとも 芸能と性を売りながら生活せざ 社

性を売る、 でか生命を維持せざるを得なければ、 弾き飛ばされる個人が多数出現し、彼らがいかなる手段 根本的な要因だから、動揺する共同体から離脱あるいは あるいは性を売る手段として芸能を身につけ 芸能を手段として

ができる。個人が属する共同体の動揺が社会的大激動 秀吉の母親もまた、こうした集団の一員と想定すること

0

男の場合には、生活維持手段は、農作業の手伝いをす 強盗になること、性を売ること等々であるが、 足軽になること、 物売りになること、乞食をす

社会に広く存在した。

どは、理解しやすいように一部を改めたり変更したりし 近い形にしたものの、漢字表記や仮名表記、送り仮名な る。なお、本稿に引用した史料類は、できる限り原文に を多く含む軍記類のなかでの、彼をめぐる伝説のあり方 料を主とした木村常陸介(重茲)の姿を見、次いで虚偽 ら虚偽が含まれている。 るまで経歴は記されないか、記された場合にもはじめ 中での成功者もしくは特異者を描くから、共同体を外れ 記を含めて史書類は、そうした共同体から外れた個人の つまり伝説の位相を見ようとするのが小稿のテーマであ 秀吉にまつわる伝説はそのほとんどを満たしている。 まず、虚偽を含みにくい一次史

木村常陸介 (重<u>茲</u>) の一般的な姿

た場合があり、必ずしも原文のままではない。

ておきたい。 それを『国史大辞典』ならびに 木村常陸介 (重茲) は、どのように考えられているか、 『戦国人名辞典』 から見

月・吉川弘文館) 木村重茲については、『国史大辞典』 に高木昭作の執筆で、 次のようにみる 九八四 年一

(A)

その所領は七~十万石程度だったようである。 年山城淀で十八万石を領したといわれる。府中に住 豊臣秀吉と秀次の間の取次を勤めていたらしく、 定した。文禄元年朝鮮に渡海。この前年のころから に参加したのち、 達家文書』などによれば、天正十八年、 この年の九州征伐の陣立書の軍役人数からすれ 本村史』所載『三田村文書』)で確認できる。また、 した点は、のち五月(天正十五年)付の文書(『岡 文禄二年(一五九三)、再度佐柿に移ったのち、某 井県史』や前記『越前国誌』によれば、天正十一年 人)とする説があるが、これも確認できない。 の木村氏に出自し隼人正定重の子(あるいは からは上の一字が「一」と読めるだけである。近江 など諸説あるが、どれも確認できない。文書の署名 安土桃山時代の武将。 木村常陸介 (一五八三)、若狭三方郡を領して佐柿国吉城に住 同十三年、越前府中 庄田安信譜)、 きむらひたちのすけ 出羽の検地を行い、仙北一揆を平 諱は重茲、定光 重高(『古今類聚越前 (福井県武生市)に移 ? — 五 (『寛政 小田原征伐 九 る。 同 伊 Ŧi.

の留守屋敷は聚楽にあった。

同四年七月十五日

大門寺で自殺。真偽は口にいえないが、

13

秀次に連座して山城山崎近辺の大門寺 (大阪府茨木

で自殺した。墓は同寺にある。

七三年七月・吉川弘文館)には、 また、 B 高柳光寿・松平年一の 次のように記されてい 『戦国人名辞典』(一九

る

二年閏九月二十二日若狭の内丹羽長重が没収された 跡を加増さる (駒井日記)。 槻城を攻撃 八年の小田原の陣には、 小牧に従軍 近江堂木山砦の守備大将(武家事紀)。十二年四月 重高などとあるが、本当のことは不明。古文書にあ 木村常陸介 十五年九州の陣に従軍 万石を与えらる(古今類聚越前国誌・武家事紀)。 人とよばれた。天正十一年相続か。 る署名はいずれも読み難い。隼人正の子なので小隼 五)(隼人正)定重の子、名は普通に重茲、 で山城淀城十八万石に加増され移封 (浅野家文書)。十三年越前府中城十二 (武家事紀)。 〈きむらひたちのすけ〉(?~一五 先鋒となって、 (当代記・伊達家文書)。十 文禄元年朝鮮に出 四年七月関白秀次事件 賤ケ岳の役では (越前 五月武蔵岩 国誌)。

.... 長門守重成の父と伝えられている (川角太閤記・武

にBが依拠している史料類を見てみよう。 まず、木村常陸介の実体を確認するために、Aならび

たい。

A:『寛政重修諸家譜』の「庄田安信譜」、『古今類聚

書』、『伊達家文書』。

越前

:国誌』、『福井県史』、『岡本村史』 所載

三田村文

『当代記』、『伊達家文書』、『駒井日記』、『川角太閤記』。 B:『武家事紀』、『古今類聚越前国誌』、『浅野家文書』、

もに、次第に個人の伝記や「家」の家記の類が盛んに書いるケースが多いことが目につく。戦国時代の終焉ととA、Bともに二次的史料、つまり編纂物を史料にして

の個人に関する情報のあり方を示すものであろう。承知しながらも、それらに依拠せざるを得ない当該時期かれ、そうした二次的編纂物に誇張や誤りが多いことはもに、次第に個人の伝記や「家」の家記の類が盛んに書

Aの『岡本村史』所載『三田村文書』、A・Bの『伊達(編集等の二次的加工があまり加わっていないもの)は、A、Bの依拠史料の中で、一次史料の性格の強いもの

見える。

(個人の伝記類を除く)・『駒井日記』程度である。最近

(個人の伝記などは除く)、Bの

『浅野家文書』

を手がかりに木村常陸介(重茲)の活動を再確認してみなり容易に数多く入手できるようになったので、それらはインターネット情報などで、一次史料に近い史料がか

編の一所収「金井文書」)。この文書とほぼ同文の文書は、状に、「木村隼人」の名がみえる(『大日本史料』第一一まず天正一〇年(一五八二)一〇月一八日の秀吉の書

(一○号文書)という文書名が付されており、その「端文書」所収のほぼ同文のものには、「豊臣秀吉披露状写」

『浅野家文書』などに数通があるようである。『浅野家

裏書」には「信孝様信雄様え従秀吉様披露状之写〔信孝

合戦のことが記されており、そこに「木村隼人」の名が述べたものである。その一部に明智光秀を滅ぼした山崎が、柴田勝家との対決に備えて、そこにいたった事情をは私注である)。この一〇号文書の内容は多岐にわたる(以下、引用史料中に〔 〕で記したものは、原則的に様・信雄様へ、秀吉様よりの披露状の写し〕」とある。

時、備中で毛利方の高松城を水攻めにしていた秀吉は、って織田信長とその嫡男信忠が自殺に追い込まれた。当この年の六月二日に本能寺の変があり、明智光秀によ

はじまるのは六月一三日のことで、上の披露状には 輝元と和睦し、 明智光秀と山崎に対決する。 戦闘 馬、 木村、 青木、 梶原、 石田、大谷、

三日の 切懸候処を、道筋者高山右近、 南の手は池紀者 久太郎 山崎に陣取申候。 [堀秀政] [「池田紀伊守恒興の配下の者」の 一手へ、明智め段々に人数立 中川瀬兵衛、 高山右近、 瀬兵衛 久太郎切崩 〔中川

.崎合戦に「我等者」すなわち秀吉の配下の者として

「木村隼人」の名がみえる。ちなみにBの『戦国人名辞

百姓に首をひろわれ候事」とある。

次〔一氏〕切崩候。

(中略)

意〕、我等者には加藤作内

〔光泰〕、木村隼人、中村孫平 明智め山科の薮の中に北入、

典』は木村常陸介を「定重の子」とし、別に「木村定 重」を項目立てし、「(隼人佐) 秀吉麾下、天正十年六月

書・増補筒井家記、 秀吉に従って山崎に会戦。十一年死去か 他)」とし、 山崎合戦に参加 (東寺百合文 したの

旗本より打て掛るべしと自ら馬を進めしかば、 する は父の定重とする。『東寺百合文書』の記述は後に確認 〔秀長〕、 知らずして曰く、 『増補筒井家記』 姪の孫七郎秀次を始め黒田父子、 味方甚だ疲れたりと見へたり。 の山崎合戦 0) 部 分には 勝野父子、 舎弟小一 羽

蜂須賀、

中村、

生駒、

田中、

山内、

寺沢、有

長束等、我先にと進む」と、「木村」とあるのみで、 人佑」とも「定重」とも記されていない。 加藤、 小 西 片桐

定が正しいとすれば、 の内容は「東西九条」に散在する東寺領について、 西暦一 五六九年に相当する。

十二年カ)卯月十九日」の日付を持ち、永禄一二年の推

『東寺百合文書・り』所収の二六一号文書は、「(永禄

て、「木村隼人佐定重」という人物がいたことが確認で 平右衛門尉長家(花押)」と並んで、「木村隼人佐 納入するように命じたもので、その文書の署名に 修理に対し、藤吉郎(秀吉)の調査の結果に従い、 へ年貢諸公事などの納入を怠っていた三上越前守と古市 (花押)」がある。永禄一二年四月に藤吉郎の家臣とし 定重

類以外で、この史料が唯一「木村隼人」 きる。なお、本文書は刊本『東寺文書・り』では 「本村」はいうまでもなく「木村」の誤植である。軍記 本村定重富田長家 〈知信〉連署折紙」となっており、 の諱を示すも

杉原七郎左衛門家次に宛てた秀吉書状である(『大日 きたのは、前文書の一四年後の天正一一年四月四日付 で、「木村隼人」は「定重」のこととせざるを得ない。 山崎合戦の以降の年次で一次史料を見つけることがで

と対決する。四月四日はその対峙中であり、この文書に伊勢に出陣中であったが、軍を近江に戻し、江北で勝家柴田勝家軍は近江に進軍した。秀吉は瀧川一益支配下の史料』一一編三巻所引「信松院文書」)。この年三月三日

ように秀吉が軍勢を送ったというものである。この文書晴)が陣取った山に登ってきたので、三人が後退しない吉方の「将監」(木下昌利)、「隼人」、「毛介」(堀尾吉よれば、勝家方が若干退いて陣形を整えようとして、秀

がある。この注記は軍記類に見える「木村重茲」に相当の「隼人」には「(木村重茲)」との編纂者の付した右注

「定光」は『松井家譜』、「重高」は『古今武家盛衰記』はない。なお、軍記類での諱の「重茲」は『中川家譜』、古が活躍中のことであり、特段代替わりを想定する必要代替わりをしている可能性もなくはないが、両方とも秀村定重」とあって然るべきものである。一四年後なのですると見たもので、軍記類を採用しないとすれば、「木すると見たもので、軍記類を採用しないとすれば、「木

【太閤 このように木村隼 対柴田勝家戦での「木村」は「木村隼人」「木村隼 秀吉側での活躍がみられるのである。 記 (『(甫 庵 人佐定重は、 太閤記』と略) 秀吉と柴田勝家との では、 対瀧 小瀬 Ш 甫 庵 対

火、

総国大須賀分領について、「当手軍勢」

の乱暴狼

うものである。「当手」は秀吉軍のことで、この年の正

地下人への非分の儀や麦の刈り取りを禁止するとい

などにみえる

せざるを得ない。 人物と見るべきで、それは「木村隼人佐定重」であるといが(後にも触れる)、一連の行動中の人物なので同一い正」「木村小隼人佑」「木村隼人佑」と呼称が一定しな

から小牧・長久手の戦いがはじまる。『浅野家文書』一雄は徳川家康と手を結び、天正一二年(一五八四)三月自尽する。次いで秀吉は、信長の二男信雄と対立し、信天正一一年四月二四日柴田勝家は北ノ庄城(福井)で

長久手合戦に参戦したことを示している。村隼人殿 千五百」とある。木村定重が秀吉方で小牧・吉陣立書」で、「ひかしの備(東の備)」の第一列に「木

二号は「秀吉公小牧陣御備之図」の箱書を持つ「羽柴秀

「重茲」であるかどうかは不明である。文書の内容は下文書』の整理者の付したもので、この「木村常陸介」がの署名は「浅野弾正少弼(花押)」と「木村常陸介(花の署名は「浅野弾正少弼(花押)」と「木村常陸介(花の署名は「浅野弾正少弼(花押)」と「木村常陸介(花の署名は「浅野弾正少弼(花押)」と「木村常陸介(花の署名は「浅野弾正少弼(花押)」と「木村常陸介(花野長政次に、天正一八年(一五九〇)五月日付の「浅野長政次に、天正一八年(一五九〇)五月日付の「浅野長政

月より に秀吉は関東方面に軍勢を展開 本格的に小 曲 原の北条氏への攻撃がはじまり、

同

浅野家文書』二五号の 「豊臣秀吉朱印 状 は、

地域 するように命じたものである。 と前田利家が取り巻いている鉢形城の攻撃軍に早く合流 に足りない小城を接収していることを叱責し、上杉景勝 いが、二人が二万人ばかりの軍勢を召し連れ歩き、 陸介どの」の両名へ宛てたものである。長文で内容も多 この年五月二〇日付で「浅野弾正少弼どの」と「木村常 0 制 圧戦の一環で、 北条氏邦の籠城する武蔵国 北条氏に縁故のある関東 [の鉢 取る

二四四 これらの木村常陸介の活動の基本は、 一の名の見える史料類があげられてい 目 七月一三 日 付 の武蔵国に 関連する「木村常陸 る

上記のように

正一八年五月三〇日付の香取神社に関係する文書、

六月

天

このほか『大日本史料』一一編の稿本には、

形城)を秀吉方が攻撃したことにまつわる文書

形城

八

である。

正一八年三月にはじまる伊豆 本拠小田 条氏 原城を支える西の拠点支城で、 第四 の攻撃に があり、 巻に年月欠の しある。 そこに「二千八百人 この合戦 Щ 「山中城取巻人数帳」 中城攻防戦が 0 初期に 東海道に臨 ある。 北 木村常陸 条氏 む天 0

が

記されている。

もちろん「木村重茲書状

命名は

るように奥羽地域 から参加 介」とある。 下総や武蔵などで活動し、 木村常陸介は秀吉の北条制 の支配にも活躍 したのである。 さらに次 圧の合戦に当

の署名のある天正一八年八月の 所引「色部文書」に「木村常陸介」と「大谷刑部 地条々」は同年八 「木村常陸介」と「大谷刑部少輔」である。 また同稿本の上杉景勝の年譜に引用された「出 月日の秀吉の朱印状で、 出 羽 玉 [御検地条々」が その Щ 形県史 小輔 宛名は 羽 国

達政宗公記録事蹟考記」引用の同年一〇月一八日付の あるようである(長井政太郎論文)。 また同稿本 Ó

が相談し過半を退治したとある。「大刑」は大谷刑部 仙北一揆(秋田地域) 達政宗が前田利家の家臣の徳山五兵衛に出 がおこったが「大刑」と「木常 した文書に、

継のことで、「木常」とは木村常陸介のことである。 達家文書』二の五六四号文書に伊達政宗宛の天正一八年

秀吉 常陸 月五日付 一二月の「木村重茲書状」があり、 0 介は秋田での 東北進出に対する複雑な現地情勢が 0 政宗の手紙を一二月一八日に京都で見たこと、 揆に政宗が出馬したこと(一 取り締まり後の一一 一〇月二二日 月中旬に上京した あ 揆の背景には 0 た) など

— 39 —

天正一八年の八月から一一月にかけて、木村常陸介は奥者によるもので、「木村常陸介書状」とするのが正しい。

略を開始する。文禄二年(一五九三)四月一二日付の秀吉は国内制圧を終えるとすぐに、朝鮮・中国への侵羽地域で活動していた。

「豊臣秀吉朱印状写」(『毛利家文書』四の九二八号文

内容は「もくそ城」攻撃に対する諸

将

0)

があり、

羽柴藤五郎〔長谷川秀一〕、細川三斎〔忠興〕、木村常陸状写」には、吉川広家の自筆で「前ノ年〔文禄元年〕、文書』二の一二八号「文禄二年八月廿三日豊臣秀次朱印文書』二の一二八号「文禄二年八月廿三日豊臣秀次朱印ど多数が列挙され、そのなかに「木村常陸介どのへ」がの指示書で、宛名は「羽柴備前宰相」(宇喜多秀家)なの指示書で、宛名は「羽柴備前宰相」(宇喜多秀家)なの指示書で、宛名は「羽柴備前宰相」(宇喜多秀家)な

きたい。

る。木村常陸介の支配部分にしぼって大要を紹介してお

列挙されるなかに、「千五百人 木村常陸介」とある。 林村常陸介等は攻撃に失敗したので、たとえ高麗に去、打可果之由候て、明年蔵人手へ首数多打取也」とあま、打可果之由候て、明年蔵人手へ首数多打取也」とあま、打可果之由候で、明年蔵人手へ首数多打取也」とあま、打可果之由候で、明年蔵人手へ首数多打取也」とあま、打可果之由候で、明年蔵人手へ首数多打取也」とあま、打可果之由候で、明年蔵人手へ首数多打取也」とある。本村常陸介等は攻撃に失敗したので、たとえ高麗に対策藤五郎〔長谷川秀一〕、細川三斎〔忠興〕、木村常陸羽柴藤五郎〔長谷川秀一〕、細川三斎〔忠興〕、木村常陸羽柴藤五郎〔長谷川秀一〕、細川三斎〔忠興〕、木村常陸の大谷に、「千五百人 木村常陸介」とある。

成の留庁居殳こ壬命されていた。具体的な城名は不明であるが、常陸介は朝鮮のどこかの

城の留守居役に任命されていた。

木村常陸介が朝鮮から帰国したことは、

、『駒井

のに、彼の所領関連についての『福井県史』の論述があてお、一次史料によって木村常陸介の姿を記述したも日までに帰国し、同日秀吉と対面をしたことがわかる。に御目見之分 木村常陸 〔後略〕」とあり、閏九月九文禄二年閏九月一三日条に「一 従高麗帰朝之衆 九日文禄二年閏九月一三日条に「一 従高麗帰朝之衆 九日

ると、 分を拝領した。ただし、 柿 重が継承するはずだった越前府中 遠敷郡の一部も支配した。 長秀の転封後、 ら丹羽長秀が北ノ庄に入り、越前と加賀半国を支配した。 若狭・越前の大名配置は大きく変化した。 末には大谷吉継が敦賀に入り、 天正一一年四月の賎ケ岳合戦での柴田勝家の滅亡後 (美浜町) 継嗣の長重の支配地は若狭一国に削減された。長 から 若狭国三方郡は「木村隼人佐」が支配し、 「木村常陸介」 木村常陸介は府中付近での所領 天正 越前府中の木村常陸知 一三年四月長秀が死去す が転じた。天正 (武生)には、若狭佐 近江 若狭か

の割りかえがあったと推定され、

府中を動いていない。

とすれば、「木村常陸介」の諱の少なくとも一つは「定 が「木村常陸介」と同一人物と推定することができる。 常陸介の越前領知は終了したとみて大過はない。 しか 文禄二年末から文禄三年当初の時期には、 の所 領変遷の記述からは、「木村隼人佐」 以上 木村 る。 は 野辺郎右衛門尉殿へ」とあるが、

る重要な一次史料を見つけることができた。それは いるので、それを確認する作業の中で、「木村」に関す 福井県史』の所領の記述は、依拠史料があげられ 同 Ė

名のりを変えたことは間違いない。

「木村隼人佐」は、「常陸」すなわち「木村常陸介」と

であったとせざるを得な

この署名に「木村隼人佐」改行して「一(花押)」とあ でそれを「国中在々在所々」宛に周知させるものである。 任命するものであり、 日付で、 印状」に対する副状で、 陸介安堵状」である。二号文書は一号文書「羽柴秀吉朱 衛門家文書」の二号「木村隼人佐副状」と三号「木村常 編第六巻〔中・近世編四〕の三九八頁、「内田 内容は越前 国 その朱印状を受けて同日付の [中の蝋燭司に野辺四 朱印状は天正一三年閏八月一四 郎右衛門尉 吉左 副 状 を

しも相違あるべからざること、 蝋燭ならびに蝋商売」 三号文書は年を欠き一二月五日の日付である。 の諸事について、 というものである。 前 は中の如う 内容は 宛先

字が

「一」と読めるだけである」とか、

Bの「古文書に

る

の密接な関連性から見て、天正一三年閏八月以降 ので断言はしかねるが、「一(花押)」 あるものである。この文書の署名に「常陸」改行 て「辺」と「郎」のところに「(四脱カ)」との右 「一(花押)」とある。原文書にあたったわけでは 宛先と内容から見て一号・二号文書と密接な関 の共通性と、 じて があ

県史編纂者によ

った。 通である。 目録にはあるものの、個別の文書の画像は見あたらなか 開されているが、上記の 「田辺半太夫家文書」と「清水三郎右衛門家文書」の二 福井県史』資料編の史料の多くはウェブの 別の「木村隼人佐」署名の画像のある文書は、 「内田吉左衛門家文書」 画 一は資料

きるほど明瞭では もたしかに「一光」とは読めそうであるものの、 手になるもので、また花押も一致している。 は「木村隼人佐」、 前者の編集者によるデータの「差出人」項目 両者の文書 ない。 後者のそれは「木村隼人佐一光」と Aの「文書の署名からは 0 画像を見比べると、 諱は両方と 上の一 断定で 二人の

なっている。

二通の文書が含まれるのであろう。

が明らかな花押が据えられている。
「(木村常陸介安堵状)」は画像があり、署名は「常陸介」とだけあり、下に花押を添える。この文書の花押は、「本文書、研究ノ要アリ」とある。この文書の花押は、上記の「木村隼人佐」署名の花押を添える。この文書の注記にがいながら上記の花押とは素人目にも一致しないことが明らかな花押が据えられている。

三郎右衛門家文書」の内容は、若狭国遠敷郡宮川の内の〔麹屋〕清左衛門」に認めるというものである。「清水の「こうじ〔麹〕座」の特権を前々のように「かうしや「田辺半太夫家文書」の内容は、若狭国三方郡山東郷

「本保村」における村内の殺人事件に関するものである。

「七月一三日あくぎやうにん〔悪行人〕御せいばいの付は明記されていない。『天正記(天正軍記)』巻八では介は摂州五ケ庄大門寺におゐて切腹」とあるものの、日閤記』巻一七「同罪と号し切腹之面々」に、「木村常陸大閤御内木村常陸介、腹ヲ被切也」とある。『(甫庵) 太大閣御内木村常陸介の最期は、軍記類以外では『言継卿さて、木村常陸介の最期は、軍記類以外では『言継卿

解題かえて」に記したように、追手門学院大学電子図書館の

甫庵『信長記』

の冒

頭

小

瀬 甫 庵

『信長記』の

類に依拠しないで、主として一次史料によってうかがえするが、その理由は不明である。以上ができる限り軍記域の寺であり、本学から北方の山手台の住宅地に北接する地とある。摂津国五ケ庄大門寺は、現在の茨木市大字大門やにも『五ケ庄』大門寺にてしやうがい〔生害〕なり」かしよ〔五ケ庄〕大門寺にてしやうがい〔生害〕なり」かしよ〔五ケ庄〕大門寺にてしやうがい〔生害〕なり」かしよ〔五ケ庄〕大門寺にてしやうがい〔生害〕なり』をある。 類に依拠しないで、主として一次史料によってうかがえてある。 東記類の大門寺と『言経卿記』の山崎 は相違 はにも『川角太閤記』も「山崎の寺」とする)は相違 はの寺である。軍記類の大門寺と『言経卿記』の山崎 はいい。といる、現津国五

二 木村常陸介の伝説

る「木村常陸介」の姿である。

記したとある。牛一の『信長記(信長公記)』は大部のの書」(現存の『信長記(信長公記)』)を「本として」にも同趣旨の記述があり、この場合は太田牛一の「数帙

の冒頭に必ず「大田和泉守牛一輯録、小瀬甫庵道喜居士著作であることも関係するのか、甫庵『信長記』は各巻記したとある。牛一の『信長記(信長公記)』は大部の

前引のように冒頭の「凡例」にのみ太田和泉守の記したころが甫庵『太閤記』にはこの種の記述はまったくなく、重撰」と記し、太田牛一に依拠したことを明記する。と

ものを「便」にしたとするのみである。

う。これに対し大沼晴暉は、牛一の自筆本が現存する歴二冊』のことであり、それは散逸して伝わらないとい『山科言緒卿記』にのせる仙洞御所御物の『太閤軍記補太田牛一の記した「太閤記」については、桑田忠親は

(太閤様軍記の内)を、杜撰な形で収録して版本とした記」であるとする。この『大かうさまくんきのうち』『大かうさまくんきのうち』そのものが、牛一の「太閤う。これに対し大沼晴暉は、牛一の自筆本が現存する

の事情を説明した。の事情を説明した。として、『天正軍記』の影印と釈文を含料から『秀吉伝説序説と「天正軍記』の影印と釈文を含料から『秀吉伝説序説と「天正軍記」」(二〇一二年四科の事情を説明した。

載されたものでは三巻を一冊におさめており、分量はは五四丁(片面にすれば三〇七頁)で、『天正軍記』に収それに対し牛一『大かうさまくんきのうち』は、一冊一ら二二巻は甫庵が自らの思想を著述したもので、これをら二二巻は甫庵が自らの思想を著述したもので、これをらいえば『(甫庵) 太閤記』は全二二巻、うち二〇巻からいえば『(甫庵) 太閤記』は全二二巻、うち二〇巻からいえば『(市を) を表したものでは三巻を一冊におさめており、分量はいる。

やってしまったのである。こうして近世前期以降、牛一必ず参看していた牛一太閤記を、甫庵太閤記の影に追い『聚楽物語』三巻の如き、それまでの太閤関係の記述が、るかに少ない。大沼晴暉によれば、「寛永一七年刊本

の著作は、殆ど流布しなくなってしまった」という。

さて、木村常陸介の伝説であるが、『大かうさまくん

例もあり、「木村常陸介」と表記した。 み」であるが、軍記類では「介」を「かみ」と訓ませる村常陸介」とした部分の原表記は「木むらひたちのかな部分がある(理解しやすい表記に改めた)。なお、「木きのうち』(『(牛一) 大かうさま』と略)には次のよう

と〕の譜代の御家人なり。越前国府中の城に、一郡ここに、木村常陸介と申す者、大閤〔「太閤」のこ

味噌屋と申す町人の門口に懸け置き候。町人、みゃゃ かの無道人、関白殿ゑ〔「関白殿へ」の意〕 り、そのとき、山野へ捨てさせ。死人を、金銀に売 おとなしき者の下人をいはれもなく召し取り、 せ金銀を取り、その上、見せしめのよし候て、 る間、叶はざる者ども逐電いたし、その私宅沽却さ に〔「一、五倍に」の意〕金銀を召し置き候。 に〔「家ごとすべてに」の意〕預け置き、 務候ては、八木〔「米」の意〕を府中の町人家並 も〔「人間らしいところ」の意〕これなく、 べき事に候を、似合わざる一徹をつくり、人そぐい を相添へ下され置き候間、 あそばし候て、一尺四方には黄金何程要り候を〔「ど 磨きだして金を見せる技法〕を仰せつけられ候 り買い候事、古来稀なり。金銀蓄へを本といたし、 いたし、詫び事候へば、嘱託〔「報酬」の意〕 [「へ」を補うと理解しやすい]。この道を、 [「弁舌の道」の意] 、漆の上から金粉を蒔き、更にその上に漆をかけて、 [「は」を補うと理解しやすい]、多数の梨地 より取り入り、 昼夜、 大閤へ御奉公申す 御意見の 一倍五割 、知行所 口の道 しか 迷惑 を取 申 蒔

帥法印にお預け。

をは、 けられ候間、 み、申し上げ候 ば もつともと御同心なされ、 の意]、 かつてもつて申し上げず。微細至極なる事 諸職人迷惑いたし候。 過分に御利潤まいるべきと申 御相伝候て、仰せつ 政道、軍法の途 し上

n

に、 さらに、秀次に与した「悪行人」の処分を記した部 木村常陸介は次のように記され 頃蓄へ置き候黄金、召し上げられ候なり。 木村常陸介、摂津国五ケ庄大門寺にて生害。 H 分

噌屋が門口に科なき者を磔に懸け候報る、 都にて諸人に恥をさらす事、 その中に、木村常陸介妻子、 (中略) 当座かようにて、 天道恐ろしき事。 何れも御成敗。 一でととせ 三条河原に磔に懸り、 越前府中にて味 たちまち

眼

前。

思い込み、後にその場にいた人があれは虚説だといって 引の部分には、 ろがこの話は 泉守記しけるを便とす」というのだから、当然この話も (甫庵) 太閤記』に採用されるべきものである。 『(甫庵) 太閤記』は上引のように「この書、 『(甫庵) 太閤記』には見えない。 牛一ははじめに聞いたところを真実だと 太田 同じ上 とこ

れほど必要かを」の意〕上意候はば〔「ご命じにな

はこの木村常陸 それを正すことは多くはできなかった、 たために、 も信じなかったとあり、 甫庵が「正した」のであろうか 介の府中での金銀の収奪は 自分 甫 庵 は小智小見なので、 という。それで 虚説 だっ

佐

主

を見ておきたい。 『(甫庵) 太閤記』の木村常陸介に関連する記述 最初に彼が登場するのは、 清須会議 後

の秀吉と柴田勝家の対立の

場面で、

天正一〇年一〇月信

した和睦 年一一月秀吉と和睦し は、 長の葬儀をすませた秀吉の権勢が高まるのを憎んだ勝 雪深い越前でにわかの出兵もできず、とりあえず の使者を秀吉は受け入れ、 時間を稼ごうとする。 勝家と和睦する。 勝家の 派 そ 遣 同

ちに懇切な工作をし、 消えるまでの時間稼ぎに違いないと語り、 子)と「木村隼人」に、 勝家に味方する瀧川一益方の嶺城を攻撃する天正 大半を味方につけたとある。 勝家の和睦の申し入れは、 玉 [々の城 その 雪が 完主た

の使者が帰国した後、秀吉は蜂須賀家政(小六正

勝

0

「木村常陸介」である

巻一三には

「高麗陣」すなわち文禄の役関連の

記

家に対する同年同月の秀吉軍の一三段備えの 家臣山路将 -人佑」 :小隼人佑」、 監の勝家方への寝返りに対処する話に が見え、 秀吉方についた勝家の養子柴田 V わゆる賎ケ岳合戦に活躍 「三番」に はする 一勝豊 木

月の秀吉軍に

「木村隼

人

正、

江

北に

出

陣 した勝

> 以上、 『(前 庵 太閤記』 Ŧi.

戦にも参加し、天正一五年五月の島津義 後に「常陸守」と号した。彼は巻一○の秀吉の九州 柿 巻八の (美浜町佐柿) として、「木村隼人正」が 城 木村隼人正 冒 頭の 「天正十一年城主定之事」には、 後号常陸守」とある。 久の降伏 任 命 され 0) 取次

巻一一には同一六年四月の後陽成の聚楽第行幸の前 にあたったり、 一員となっている。巻一二では秀吉の北条氏制圧 大隅攻撃軍の一翼となったりしてい 一戦と同 る。

すべて「木村常陸介」と表記され、 時進行の関東平定戦での活躍が見られる。 これ以下もすべ 卷一〇以 下は

曽判官」金時敏と戦い、勝て。 際の活躍は巻一四に、全羅道 あり、 元年一〇月)。 之衆」として、「三千五百人 朝鮮国御進発之人数帳」には、「 巻一五には豊臣秀次 勝てずに退却したとある (朝鮮半島南西部 木村常陸 (関白 介」とある。実 朝 鮮国 が朝 都 0) 表出

の諸将 介が には贈物も多く、 の激励のために使者を派遣したが、 関白秀次の書状を長谷川秀一 懇ろな書状も付されたとあ (信長時代からの 特に 「木村常

常陸

陸

介

り」とはじまる。冬の山中の狩りにも武器を厳重に用意 州の太守たりし時には相替り、天下の家督を請給ひてよ 事」の項目からなる。冒頭は「そもそも関白秀次公、 之面々」、「秀次公御若君姫君并御寵愛之女房達生害 切腹之三使登山之事」、「御切腹之事」、「同罪と号し切腹 翌二〇年は一二月に文禄と改元するので文禄元年である。 に触れたように天正一九年(一五九一)一二月のことで、 との仲を誇るのであれば、 いれられず、雅意〔「意のまま」の意〕なる御ふるまひ **書状を送った、とある。ちなみに秀次の関白就任はすで** 分し使者を同道して慰労したので、諸将は秀次に感謝の きだと諫めた。常陸介はそれに同感し、 一は居眠りをして聞かない素振りで、常陸介がもし関白 「前関白秀次公之事」、「益田少将忠志之事」、「秀次公御 巻一七は一巻が秀次の処分にかかわる記述であ 御行跡猥りがはしく、万浅はかにならせられ、 都近くでの遊びにも敵に間近い砦にいるかのような 月にかさなり年にいや増、上下大方うとみ 関白からの使者を同道して諸将の労苦を慰問 関白からの贈り物を諸将に配 贈物を諸将に配 · 諫を 初き ŋ すべ 尾 之 it

武装であったので、上下の人々は秀吉への野心があると

した粟野木工頭が秀次に取り入り、

日本から唐・

南蛮ま

記し、 の御行跡にては、さも云へば云はるる御行なひなり」と 「秀次公、左様の御心はいささかもなかりしかども、 し、それは秀吉の耳にも入る程であった。 秀次には秀吉に対する野心はなかったと断定して 甫 庵

いる。

譜代の武将)に示し、

関白との縁を自慢げに述べた。

秀

噂

万端、 で」「太閤秀吉公、御慈悲、専らにましまし候故 当今様〔後陽成天皇〕、百王百代このかたの聖王なり」 常陸介の府中などでの悪行を記し、 と、秀次の悪行の姿を印象付ける。 場面から記述を始め、「他所の科をも関白殿負わせられ し候とて、往還の者を召し取り、射させられ」と暴虐な 時は御弓御稽古として射ぬき〔「射通し」の意〕を遊ば 田畠にこれある農人を目当てに、撃ち殺させられ。 目立てして、「鉄炮御稽古として、北野辺へ出御なされ、 する。次いで「当関白殿〔秀次〕、御行儀の次第」と項 御出世よりこのかた、 と後陽成讃美からはじめ、次に「去程に、太閤秀吉公、 に乞食非人一人もこれなし」と秀吉讃美を加えて序文と これに対し『(牛一) 大かう』は、記述を「そもそも 正路〔「正しい行ない」の意〕 日本国々に金銀、 その上で既述の木村 次いで関東から下向 御座なき故 山野に湧き出

談し、居城の聚楽から北野大仏まで三〇町(約三キロ)でも支配すべきだと吹き込み、鹿狩りと称して謀叛を相

となったと断定してはばからない。太田牛一は秀吉・後

を武装させて往来したとする。

八日 と欲するの次第、 といへども久しく保たず。天道、 これなし、第三に悪行ばかり御沙汰候て、隨〔「気まま」に御恩を御恩と知しめさず、第二に御慈悲かつてもつて を受けさせられ、天下無双の階級に上がらせられ。第一 は、 日本国を駆け廻り、御心労なされ」のに対し、「関白殿 らざる故なり」とする。加えて「太閤は若年の昔より、 返つて浅し。〔「秀次は」を補うべき〕これ偏に賢臣を嫌 は須彌山なり。頗る下は徳を蒙って。深き事は滄溟海、 玄以、富田一白、増田長盛、石田三成らの糾明を受け の意〕」、雅意に御働きなり。 ·文禄四年七月三日、今度、 続けて、それが秀吉に聞え、文禄四年七月三日に前 秀次に対して一点の良い評価もなく、序文相当部分に 秀次の治世が秀吉抜きで完成すれば、 御心労もこれなく、御若年の御時より太閤の御譲り **侫人**〔「おもねる人」の意〕を近づけ、正義、全か 「高野山へ追放されたと記し、「太閤の御恩の高き事 天道、恐ろしき次第なり」とあるよう 日本国、既に暗夜とならん その道、違ふ時は、威あり 恐ろしきの事」とする。 日本国は暗夜 $\ddot{\mathbb{H}}$

陽成の治世を讃美するために、悪の権化の役割を秀次に陽成の治世を讃美するために、悪の権化の役割を秀次に陽成の治世を讃美するために、悪の権化の役割を秀次にほよいるのであり、どこまでが史実かどうかは極めてにちを連れて上り鹿狩りを行ない、雨で一日逗留した後、たちを連れて上り鹿狩りを行ない、雨で一日逗留した後、たちを連れて上り鹿狩りを行ない、雨で一日逗留した後、たちを連れて上り鹿狩りを行ない、雨で一日逗留した後、本出かけた折、盲人の手を引いた直後、その手を切断したおきでが史実かどうかは極めているのであり、どこまでが史実かどうかは極めて

どがあり、信長を含めた戦国の気風からすれば秀次の悪や、無辺と称する僧侶崩れを信長が誅したとあることない)には対応の記事がある。太田牛一の『信長公記』ない)には対応の記事がある。太田牛一の『信長公記』ない)には対応の記事がある。太田牛一の『信長公記』をいうには対応の記事がある。太田牛一の『信長公記』をがあり、住穀心の説があり、佐穀山の狩り(女連れとかの内容の記述は喪中の狩り、比叡山の狩り(女連れとかの内容の記述は

行はさほどのことではな

:1

それを事々しく秀次が関白として権力を握れば日

次史料の類ともみなせる『言経卿記』にも上皇死去の

『(甫庵) 太閤記』も採用するところで、

これら三点は

牛一は木村常陸介に強欲という悪行を与えて、その死に というにはなると断じて、秀次とその家臣や周辺の悪行を といったと家臣たちをめぐる評価に大きな差異がある。 に、秀次と家臣たちをめぐる評価に大きな差異がある。 に、秀次と家臣たちをめぐる評価に大きな差異がある。 に、秀次と家臣たちをめぐる評価に大きな差異がある。 に、秀次と家臣たちをめぐる評価に大きな差異がある。

風で囲んでその中で静かに切腹したとする。出させ、住持には金子五枚を渡し、庭に畳を敷かせて屏たら草葉の陰まで恨むぞといい、殉死しないとの誓詞を

銀など遣はしけり」とし、

殉死覚悟の家臣を殉死などし

腹せしが、日頃召し使ひし者どもに刀、脇差、その外金

甫庵は「木村常陸介は摂州五ケ庄大門寺におゐて切

際して蓄えた金銀を没収されたという因果応報譚さえ付

に常陸介は秀吉の命を受けて活躍する人物で、秀次との行人であった」という文脈である。一次史料で見たよう也」とはするが、これは「譜代の御家人でありながら悪る。既に引用したように常陸介を「大閤の譜代の御家人口の道より取り入り」など、秀次との関係をのみ強調す口の道より取り入り」など、秀次との関係をのみ強調する次と木村常陸介の関係にしても、牛一が「関白殿ゑ、

えていたとする。この点でも『(牛一)大かうさま』とされたが、そうしたことを常陸介は気付かずに秀次に仕り、三成と増田長盛から密偵を付され日々の行動を監視に地位を奪われ、秀次への奉仕に熱中せねばならなくなのは将軍(秀吉)取り立ての重臣であったが、石田三成関係だけを強調するのは片手落ちである。甫庵は、常陸

まとめにかえて

(甫庵)太閤記』の彼への評価には大差がある。

牛一と甫庵の木村常陸介像のどちらかが正解、という牛一と甫庵の木村常陸介像のどちらかが正解、というない。こうした大きな善悪の振幅を抱えた戦国の状況を踏まえれば、牛一も甫庵もそれぞれに木村常陸介の実を踏まえれば、牛一も甫庵もそれぞれに木村常陸介の実を踏まえれば、牛一も甫庵もそれぞれに木村常陸介の実を踏まえれば、牛一も甫庵もそれぞれに木村常陸介の実を踏まえれば、牛一も甫庵もそれぞれに木村常陸介の実のみが書かれたとすれば、木村常陸介はずいぶんと歪んで姿で人々の記憶に残ったに違いない。

秀頼へ「天下」を譲りたいという執着がもたらした秀

を滅亡させた石田三成の陰謀に気づくことなく、 共感される存在となりえた。 とした同情を生んだであろう。そうした同情 ったとする (それ 0 執着を放棄してもいる木村常陸介の姿は、 殺生関白秀次処分」は、 は生命への執着でもある)でもあ 『(甫 庵 太閤 加えて、 記 それに対する人々 の木村常陸介の姿は、 やがて豊臣家自体 ŋ の上 同 人 滅 1時に生 んで 々に 強 然

吉の

0

漠

なり、 のという。 圭一によれば、 付され、 冬の陣 あるが、 人物が配される。 Ŧ. 木村常陸介の息子には、 に小早 立 凛々しい若武者の 0 木村常陸介とは無関係の存在である。 派に務めを果たしたという史実にはない 徳川家康 高橋は、 JİJ 血判受け取り 能 重成は京 久が記した の講 同書をもとにして 夏 和 0 イメージが与えられた。 の陣で戦死する実在の人物で やがて木村長門守重成と Ó 血判誓詞を受け取る使者と 翁物 物語は、 語 難波戦記 が 承応四年 早 i 重成には、 時 、物語 期 二 六 高橋 は、 0 11 b う

> ただ、 るの け る。 三条河原で秀次の死骸と対面させられても、 こと、 介部分には、 は数多いようである。また、この物語 している。 う仮名草子があり、 人物が創造された。彼女に恋こがれて死ぬ「うらみの ータベースにあり、これが 勇者」と後の重成 のとすれば、享保一一年一七二六年の成立のようである) らとされる また、木村常陸介の娘には、「雪の前」という架空 (恨の介)」の恋物語を描いた、「うらみのすけ」と は、 また高橋によれば、 秀次の妻妾たちが車に乗せられ京を引き廻され 『難波軍記全解』という書名は日本古典籍総合 『元和花老軍記』 日本文学の方面では、この物語に関する研 (両書ともに成立年代は調査できてい 関白秀次は石田三 の美男子像の原 寛文四年(一六六四)までには 重成の父を木村常陸介重茲とす と『浪速 『浪速軍記全解』 成に讒言され 型があることも指 軍 記 0 全 雪の 解 て自 と同 喜びながら 前 な の紹 成 デ

ととなった。

同情を寄せうる伝説的人物として、

人々に記憶されるこ

される。 と伏見城に忍び入ったが果たせなかったという物 七〇〇年ころ成立か) 木村常陸介自身も、 これが 『絵本太閤記』 真田増誉 続編巻 (寛政九年一七九七~ 五には、 明 良洪 範 秀吉を殺そう 完 禄ころ が付

重成

0

使者の物語をやや脚色してつくったとし、

一成は主役にはなりえていないが、

類魂眼指、天晴器量骨柄、

天性無双

同

.書に、

そこで

死

んでいった場面

などもある。

いまだ重

得たり」となり、大盗賊にして忍術に長じた石川五右衛和二年一八〇二成立)になると、常陸介は「忍術に妙を

門との堅い結びつきが語られるにいたる。

のように伝説をまとう人物になり得たであろうか。て木村常陸介は、新たな息子や娘の物語を与えられ、こ『(甫庵) 太閤記』が大流行していなければ、果たし

[引用文献]

※にデール引入により、*長井政太郎「出羽国検地帳の研究」(『政治経済史学』一五

*桑田忠親『太閤記の研究』(一九六五年一二月・徳間書店)巻二号・一九四八年五月)

汲古書院)・大沼晴暉「同翻字編・解題」*斯道文庫編『大かうさまくんきのうち』(一九七五年二月

○・一九九六年三月・岩波書店)★檜谷昭彦・江本裕校注『太閤記』(新日本古典文学大系六本)

*本学アジア学科編『秀吉伝説序説と「天正軍記」』(二〇一

*高橋圭一「実録の中の木村重成」(『大阪大谷国文』三八号・二年四月)

の「序章 筋を通す文学」・「第二章 大坂城中の花 木村*高橋圭一『大坂城の男たち』(二〇一一年二月・岩波書店)二〇〇八年三月)

明石書店) *服藤早苗『古代・中世の芸能と買売春』(二〇一二年九月

*小和田哲男『秀吉の天下統一戦争』(戦争の日本史一五・二史料館紀要』一二号・二〇〇三年三月) 中料館紀 では 「越中江先勢遺覚」について」(学習院『学習院本井上善博「「越中江先勢遺覚」について」(学習院

「福井県『福井県史』通史編三・近世一(一九九四年一一月○○六年一○月・吉川弘文館)

同県) *福井県史』通史編三・近世一(一九九四年一一月・

の県史類にもかかる公開が望まれる)。 月・同県)(『福井県史』通史編、『同』資料編の古文書につけ、「同県)(『福井県史』通史編、『同』資料編の古文書につまる。 「日本の古文書につまる。 「日本の古文書 につまる。

*高橋圭一・山本卓編『近世実録翻刻集』(二〇〇八年二月・薬田恒春『豊臣秀次の研究』(二〇〇三年七月・文献出版)

同刊行会)

11国文』三○号・二○○七年三月) *松岡歩「『恨の介』における恋愛譚の位相」(山口大学『山

*前田金五郎・森田武校注『仮名草子集』(日本古典文学大系

三月·朝日新聞社)
三月·朝日新聞社)

『京都語文』一九号・二〇一二年一一月)

・吉丸雄哉「近世における「忍者」の成立と系譜」

(仏教大学

_参考文献

重成」

付記

日本や東南アジアの調査にもご一緒させていただいた。とは、筆者には過分の「退休記念論集」を編んでいただいたのみをらず、本学にお見えになった年以来、公私ともにさんざならず、本学にお見えになった年以来、公私ともにさんざならず、本学にお見えになった年以来、公私ともにさんざならず、本学にお見えになった年以来、公私ともにさんざならず、本学にお見えになった年以来、公私ともにさんざならず、本学にお見かにとなく、自発的に退職されるこ武田先生が定年を待つことなく、自発的に退職されるこ武田先生が定年を待つことなく、自発的に退職されるこ

先生は奇矯な私の言行を、「中国的理性」でそれとなく正と思うのであるが。

と、同書所収の先生の「小瀬甫庵『太閤記』の『理』と吉伝説序説と「天正軍記』」関連の調査旅行でご一緒したこ取り柄のない拙論ではあるが、小牧山城や清須城などに『秀だき、また中国や日本の調査旅行を御一緒にお願いしたい。なので、ともかく、いま少し「体力維持」にもご配慮いたなので、ともかく、いま少し「体力維持」にもご配慮いた先生は北海道のご出身のこともあり、基礎体力はお持ち

とうございました、そして今後ともよろしくお願いします。しく思い返しながら、本稿を書かせていただいた。ありが『天』」の原型となったお話しなどをうかがったことを懐か